

令和元年度沼津市青年教養講座開催業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市が、「令和元年度沼津市青年教養講座開催業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

令和元年度沼津市青年教養講座開催業務委託

2 業務目的

沼津市では、沼津市立勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）において、地域や産業で次代の中心を担う青年の健全な成長と青年同士の直接的な交流の重要性を鑑み、45年に亘り、同者を対象とした教養講座等の事業を実施してきたが、施設の老朽化やコミュニケーションの多様化、通信教育や民間カルチャーセンターの発展といった時代の変化から、受講者は減少傾向にあり、より効果的な仕組みづくりが必要となっている。

本業務は、民間事業者の優れたノウハウやアイデアを取り入れ、現代の青年ニーズを適切かつ効果的に捉え、沼津市の青年教育を推進することを目的とする。

3 業務概要

本業務は、上記の目的を達成するため、青年を対象に、教養を高め、新たな知識やスキル取得の契機を創出し、青年教育を図るとともに、余暇の善用の場として青年の健全育成を推進し、また、直接的な体験や同年代とのコミュニケーションを通じ、多様なネットワークを有し、地域社会等に貢献できる人材を育成する講座を開催する。

4 業務内容

(1)次に掲げる要件を満たす講座等の企画・立案及び運営

①内容

- ア 青年が新たな知識またはスキルを習得できる多種多様な講座を、聴講のみでなく、受講者が実践できる形式で行うこと。（実践形式）
- イ 対象が限定的でなく、一般的に誰でも参加可能な講座である事。（公平性の確保）
- ウ 講座は、習熟度の深化を目的とせず、あくまで趣味やスキル取得の契機を創出するプログラムであること。（民業圧迫の防止）
- エ 社会的信頼と専門性を保持する者が講師を務めること。（信頼性・専門性の確保）
- オ 余暇の善用の場となるプログラムであること。（健全育成推進）
- カ 青年世代の現代ニーズを鑑みた効果的な広報、プログラムであり、多くの参加者の確保が期待できる工夫がされていること。（費用対効果の追求）
- キ 講座終了後、受講したスキル等の更なる向上を希望する受講者を支援できる体制

が整備されていること。(青年教育推進)

ク 青年同士が新たな仲間を形成できるよう、講座を受講する青年が、講座の枠を越え交流できる行事を開催するほか、青年同士の新たな仲間づくりを支援する体制が整備されていること。(仲間づくり)

ケ 参加者に対する相談・助言等の支援を行うこと。(参加者の支援)

②実施場所

沼津市内(参加者の移動手段及び駐車場を考慮すること)

③対象者

沼津市内に居住又は通勤する18歳(高校生を除く)以上39歳以下の青年
(平成31年4月1日現在)

④実施日程

令和元年8月から令和2年3月上旬までの期間で、参加者が参加しやすい日程を設定すること。

⑤実施回数

ア 全15種以上の講座を各1回以上開催する。

但し、各講座の特性を考慮し、個々に効果的な回数を設定すること。

イ 全受講生を対象とした行事を年2回以上実施すること。

⑥募集人員

ア 10～30人程度

イ 各講座の特性を考慮し、個々に効果的な定員数を設定すること。

⑦参加料

ア 基本受講料 100円/回

イ 教材費等

各講座及び行事において、必要な教材や行事における食事代等の費用を別途徴収する事ができる事とする。

なお、教材等の費用を徴収する場合は、募集において明示すること。

⑧基本受講料の徴収・納付

基本受講料を徴収し、委託者の発行する納付書に計算書を添付し、期限内に納付する。

⑨委託料の範囲

講座の開催にあたり、必要な経費は全て委託料に含むものとする。

⑩実施業務

ア 講座の開催

イ 講座の広報、参加者募集・受付

ウ 参加料の徴収・納付

エ 保険の加入

オ 会場の借り上げ及び会場運営、撤去

- カ 講座に必要な物品等の準備
- キ 当日の受付、参加者誘導、司会進行
- ク 写真撮影（実績報告）
- ケ 参加者に対する相談・助言等のサポート
- コ 欠席者へのフォロー
- サ 苦情等の対応

①その他

- ア 講座開催前に、当日の企画案、台本等を作成・提出すること。
- イ 企画案等に基づき、詳細について委託者と打合せを行うこと。
- ウ 必要に応じて、講座で使用する資料を作成すること。
- エ 教材の準備支援
各講座の講師と調整し、参加者の教材準備に係る支援を行う。
なお、参加者から教材等の費用を徴収し、一括して手配する場合は、決算書を作成し、適正に管理すること。なお、委託者の求めに応じ関係書類を提出することとする。
- オ 行事における食事代等の費用を参加者から徴収する場合は、決算書を作成し、適正に管理すること。なお、委託者の求めに応じ関係書類を提出することとする。

(2)参加者へのアンケート等の実施及び委託者への集計結果報告

参加者に対し、各講座の最終会にアンケートを実施し、委託者に集計結果を報告すること。アンケート内容については、委託者から指示する。

(3)沼津青年ボランティアへの登録案内

委託者が実施する、青年を対象とした社会貢献ボランティア登録・派遣制度への登録案内をする。登録者の一覧データを作成し、委託者に報告する。

5 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

6 委託料上限額

2,700,000円（消費税増税後の税込）

7 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

各講座終了時に速やかに報告書を提出し、すべての講座終了後に最終の報告書を提出すること。

(1)各講座終了後の報告書

（内容）開催報告、写真、出欠名簿、講座に関する感想まとめ

(2)最終の報告書

(内容) 全講座の内容をまとめた報告書、写真、出欠名簿、参加者アンケート集計結果、打合せ記録、その他関係資料

8 再委託の制限

- (1)受託者は本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2)受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 その他

- (1)本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2)受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務に遂行するものとする。
- (3)受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第38号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4)本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上定めるものとする。
- (5)本業務委託料の支払いは、円滑な運営を図るため、契約後、契約金額の2分の1を限度に前金払いを可能とする。なお、本業務において、「沼津市業務委託契約約款」第32条の規定は、適用しないものとする。また、業務完了確認後、残金を支払うものとする。

以上